

おおとよヒルクライム2020

特別規則書
(公認競技会部門)



ラリークラブ つるぎ
モータースポーツアウル

公認番号2020-7020

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則、およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、JAFの2020年スピード競技開催規定(ヒルクライム競技開催要項)、と本競技会特別規則書に従ってJAF公認準国内競技として開催される。

本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通道德の涵養及び運転技術の習得を目的とし、初級者を対象として企画されたものである。

第1条 プログラム

		日時	場所
参加申し込みの開始	11月 1日(日)	10:00 ~	大会事務局
参加申し込みの締切	11月20日(金)	~ 17:00	大会事務局
参加確認受付	11月29日(日)	8:30 ~ 9:00	ゆとりすとパークおおとよ
公式車両検査	11月29日(日)	8:30 ~ 9:30	ゆとりすとパークおおとよ
第1回審査委員会	11月29日(日)	9:30 ~ 9:40	ゆとりすとパークおおとよ
スタートリスト公示	11月29日(日)	9:45	公式掲示板
ドライバーズブリーフィング	11月29日(日)	9:45 ~ 10:00	ゆとりすとパークおおとよ
競技開始	11月29日(日)	10:15(予定)	ゆとりすとパークおおとよ
競技終了	11月29日(日)	14:00(予定)	ゆとりすとパークおおとよ
暫定結果発表	11月29日(日)	14:30(予定)	公式掲示板
表彰式	11月29日(日)	15:00(予定)	ゆとりすとパークおおとよ

第2条 競技会の名称

「おおとよヒルクライム2020」

第3条 競技の格式

JAF公認：準国内競技、JAF公認番号：2020-

第4条 競技種目

スピード競技開催規定の細則(ヒルクライム競技開催要項)に従ったヒルクライム競技

第5条 開催日程及び開催場所

日 程 : 2020年11月29日(日)
場 所 : 高知県 大豊町 周辺
競技スタート : 大豊町 ゆとりすとパークおおとよ
競技フィニッシュ : 大豊町 ゆとりすとパークおおとよ

第6条 競技会本部(HQ)

所在地：大豊町中村大王
名 称：ゆとりすとパークおおとよ ゆとりすとハウス
電 話：090-3988-5116
開設日時：2020年11月28日15:00~11月29日17:00

第7条 コース概要

コースの路面 : ターマック2車線(一部車線規制有)
コースの総距離 : 約3.2km

第8条 オーガナイザー

ラリークラブつるぎ (TSURUGI) (JAF加盟クラブNo. 36022)

所在地: 徳島県 三好市 三野町 太刀野 5-22

会長 西村 清

代表 原 信義

第9条 組織

9-1 大会役員

大会会長 西村 清(ラリークラブつるぎ)

9-2 組織委員会

組織委員長 原 信義(TSURUGI)

組織委員 中岡 和好(TSURUGI)

組織委員 藤澤 繁美(OWL)

9-3 審査委員会

審査委員長 石川 美代子(SPILIT)

審査委員 和田 善明(OWL)

9-4 競技主要役員

競技長 原 信義 (TSURUGI)

副競技長 藤澤 繁美(OWL)

コース委員長 松原 久 (TSURUGI)

計時委員長 山田 英明 (TSURUGI)

技術委員長 金井 宣夫 (TSURUGI)

救急委員長 三宅 律子 (TSURUGI)

医師団長 飛梅 祥子 (TSURUGI)

大会事務局長 中岡 和好 (TSURUGI)

第10条 参加申込受付期間

受付の開始 : 2020年 11月 1日 (日) 10:00

受付の締切 : 2019年 11月 20日 (金) 17:00

第11条 参加車両・クラス・参加台数

11-1 参加車両

JAF国内競技車両規則第3編スピード競技車両規定に合致した自動車登録番号標付き車両とする。

運転者以外の乗員が乗車する場合は、乗員分の安全装備を備えること。

11-2 クラス設定・対象車両・車両規定

K 新規格の軽四乗用車(NAに限る)

A 1500cc以下の車両

B 1500ccを超え3000cc以下の車両

C 3000ccを超える車両

11-3 参加台数

全クラス合計で40台以内とする

第12条 参加資格

1台の車両に乗車する定員は2名以下でドライバーはJAF発行の2020年JAF国内競技運転者許可証B以上を有していなければならない。

第13条 参加申し込みおよび問い合わせ先

13-1 参加申し込み先

〒771-2305 徳島県三好市三野町太刀野5-22

ラリークラブつるぎ事務局
事務局長 中岡 和好
電話:090-3988-5116
FAX:087-818-1072
MAIL :info@nishinihon-rally.com
URL http://www.nishinihon-rally.com/tsurugi/

第14条 参加手続き

- 14-1 参加料 一般12,000円(消費税等を含む)
参加料にはサービスパークのサービススペース(5m×5m程度)および11月29日の昼食費を含む。
- 14-2 必要書類
参加申込書、車両申告書、誓約書(本大会専用書式)
競技者ライセンスの写し
- 14-3 申込方法
第13条に記載する参加申し込み先に、参加料等を添えてメール又は郵送にて送付のこと。
捺印を要する書類については当日受付時に正規のものを持参すること。
- 14-4 参加の受理
大会事務局のホームページへの掲載をもって正式受理とする。

第15条 乗員および車両の変更

正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が受付終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

第16条 公式車両検査

- 16-1 全ての車両は、2020年JAF国内競技車両規則第3編スピード競技車両規定に基づき公式車両検査を行う。
- 16-2 車検時には、搭乗員全員のヘルメットおよびレーシングスーツ他の義務携行品も合わせて検査される。
規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。(但し、技術委員長が特に認めたときに限り5,000円の再車検料を支払い、再車検を受けることができる。)
- 16-3 ゴール後暫定結果に従い、各クラス上位入賞車の再車検を行う。
- 16-4 競技中であっても、技術委員が必要と認めたときは、再車検を行う場合がある。
- 16-5 オーガナイザーは、必要に応じて車両保管を命ずる権限を有する。その場合、車両保管場所への参加者およびドライバーの立入はできない。

第17条 試走の実施方法

- 17-1 試走の参加確認日時
2020年11月29日(日) 9:00~9:10
- 17-2 試走参加確認場所
大豊町 ゆとりストパーク内HQ
- 17-3 スケジュール
試走のスケジュールは、ブリーフィングにて示す。
- 17-4 ルート
各クルーは本コースを1回走行できる。
- 17-5 遵守事項
試走の間、競技者は交通法規を遵守し、いかなる場合にも道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない。
- 17-6 報告
試走中のいかなる違反も大会審査委員会に報告される。

第18条 公式時刻

公式時刻は、日本標準時を基準とした競技委員会の計時による。

第19条 走行コース

19-1 計測は1/100秒単位まで計測する

19-2 スタートはスタートリスト順又は、直前のスタートチェックポイント通過順に1分間隔とする。
ただし、競技者の安全確保のため、競技委員の判断により1分以上の間隔にすることができる。

19-3 スタートはスタンディングスタートとし、スタートの合図は、カウントダウンシステムを使用するとともに、このシステムに同期したフライングチェックシステムを使用する。
カウントダウンシステムが使用できない場合はスタートオフィシャルの合図による。

第20条 整備作業

20-1 整備作業の監督は技術委員長が担当する。

20-2 整備作業を行うことができる場所はサービスパークとする。

20-3 技術委員長の許可を必要としない整備作業については、作業前に申告の必要はないが、作業後に車両整備申告書を車両整備報告書に変えて、技術委員長に提出のこと。

20-4 参加車両に対して適用される整備作業の範囲は、以下の通りである。
車両用部品を下記の物に限り交換すること、各部点検増締めを行うことが許される。

- ① タイヤ
- ② ランプ類のバルブ
- ③ 点火プラグ
- ④ Vベルト
- ⑤ 上記以外の整備は、競技会技術委員長の許可を得て行うことができる。

第21条 ブリーフィング

ブリーフィングを実施する場合、すべての参加者、ドライバー及び、同乗者は、ドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

第22条 給油

競技時間内での給油指定個所は、これを設けない。

第23条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、または以降の競技に出場しない場合は、その旨を所定の書式で、競技役員に申し出なければならない。

第24条 競技結果

競技結果は、2回の走行で記録された所要時間と、課されたペナルティーを合計して決定する。

第25条 賞典

全クラス 1位～3位 JAFメダル 楯 副賞 4位～6位 盾、副賞
但し各クラス参加台数の30%を下回らない範囲で制限する。

第26条 抗議

26-1 参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断したときはこれに対して抗議する権利を有する。

26-2 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書および「自動車競技に関する申請・登録手数料」規定に規定された抗議料21,200円を添えて競技長に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。

26-3 コントロールカードの記載に関する抗議はその記載されたコントロールで直ちに行い、その責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。また道路状況による交通障害に起因する抗議は受け付けない。

26-4 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に提出しなければならない。

競技成績に関する抗議は暫定成績発表後30分以内または競技会審査委員会が特に指定する時間に提出しなけ

ればならない。

- 26-5 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後に抗議提出の意志表示を行い30分以内に正式書面を提出しなければならない。
- 26-6 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第27条 参加者に対する指示及び公示

- 27-1 競技会審査委員会は国内競技規則に従って、公式通知を以って参加者に指示を与えることができる。
- 27-2 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項及び暫定結果を含む競技結果・成績は公式通知掲示板に公示される。
- 27-3 競技会審査委員会及び、組織委員会の決定事項又は公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第28条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

- 28-1 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期、または中止短縮とすることができる。
- 28-2 競技会の成立
本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。
- 28-3 競技会の延期により参加者が出場できない場合、または中止となった場合は参加料を返還する。ただし、中止延期の原因が天災地変の場合はこの限りでない。

第29条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

第30条 罰則

- 30-1 国内競技規則に従う。
- 30-2 規則違反、又は競技役員への指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 30-3 本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第31条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

- 31-1 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 31-2 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその細則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 31-3 本規則発効後、JAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上